

令和8年度学校安全強化月間実施要領

千葉県教育委員会

1 目的

新年度の始まりとなる4月が、幼児児童生徒の入園入学や教職員の人事異動のある時期であることに鑑み、学校安全強化月間を設定し、県内全ての学校等における学校安全体制の強化を図る。

また、安全教育の徹底や安全意識の高揚を図り、学校安全の取組が実効性のある充実したものとなることを目指す。

2 実施機関等

(1) 千葉県教育委員会及び市町村教育委員会

(2) 県内全ての公立、私立の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）

3 実施期間 令和8年4月1日（水）から同4月30日（木）まで

4 実施内容

(1) 千葉県教育委員会

教育機関・関係各課と連携し、強化月間の周知を図るとともに、学校安全に関する指導の徹底を図る。

(2) 市町村教育委員会

管下の学校等で強化月間中に上記の取組が確実に行われるように、周知、指導を徹底するとともに、地域ぐるみの安全対策会議の実施やスクールガード（学校安全ボランティア）組織・活動の拡充等による学校安全体制の確立を図る。

(3) 学校等

ア 学校安全計画の見直しと全職員への周知

イ 安全点検の実施（施設、遊具、通学路等）

ウ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しと全職員への周知

エ 保護者や地域住民、警察、関係機関、団体等との連携による、各学校等や地域の実情に合った取組

【エの取組例】

- ・通学路、学区周辺の点検
- ・生活安全、交通安全、災害安全の視点からの「地域安全マップ」等を活用した危険箇所の周知
- ・登下校時の交通安全指導、通学路のパトロール強化、自転車安全点検
- ・地域ぐるみの安全対策会議の実施、スクールガード（学校安全ボランティア）による見守り活動の拡充
- ・「子供110番の家」等の周知、拡充
- ・防犯教室、防犯訓練、防災訓練、交通安全教室等の計画や実施（年度内に複数回）
- ・情報の共有化（広報活動）の推進
- ・災害発生時における保護者への連絡体制の確認
- ・幼児児童生徒等用の備蓄品等の確認・補充